



I 国民健康保険税の出産被保険者に係る減額について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び関係政令の施行に伴い、産前産後期間における出産被保険者の国民健康保険税を減額するため、市税条例の一部を改正するもの。

1 改正内容

- (1) 出産被保険者に係る所得割額及び均等割額の減額制度の導入
- 国民健康保険税の被保険者が出産する予定又は出産した場合は、当該被保険者につき算定した所得割額及び均等割額を減額する。
 - 減額期間 **単胎妊娠：4月**
(予定月の前月から予定月の翌々月まで)
多胎妊娠：6月
(予定月の3月前から予定月の翌々月まで)
 - 減額する額 **当該期間に係る所得割額及び均等割額の全額**
＜減額する均等割額＞ (円)

軽減	妊娠	医療分	支援金分	介護分	合計
7割	単胎	1,900	760	740	3,400
	多胎	2,850	1,140	1,110	5,100
5割	単胎	3,167	1,267	1,234	5,668
	多胎	4,750	1,900	1,850	8,500
2割	単胎	5,067	2,027	1,974	9,068
	多胎	7,600	3,040	2,960	13,600
なし	単胎	6,334	2,534	2,467	11,335
	多胎	9,500	3,800	3,700	17,000

※端数処理により、実際に減額する額と一致しない場合がある

- (2) 出産被保険者に係る届出
- 国民健康保険税の納税義務者は、**出産被保険者に係る必要な事項を届け出るものとする。**(出産予定日の6月前から届出を受付)
 - 市長は、上記の必要な事項について確認できるときは、**届出を省略させることができる。**(出産育児一時金の支給情報により職権で減額適用が可能)

【運用】母子手帳交付時等に制度周知し、届出による処理を想定届出がないものについて、職権により適用

- (3) 施行日等
- 施行日 **令和6年1月1日**(政令で定める日)
(届出の受付開始は条例の議決の日から)
 - 令和5年度の対象者
令和6年1月以降に減額対象月のあるケースが該当
例：単胎、多胎とも、令和5年11月以降に出産又は出産予定の被保険者

2 対象者数等の見込み

- (1) 減額対象者数の見込み

○年度当たり30人程度

＜参考＞

出産育児一時金受給者

令和2年度	34人
令和3年度	28人
令和4年度	28人

- (2) 減額の見込み額(令和4年度実績で試算) (円)

軽減	人数	所得割減額	均等割減額	減額合計
7割	5人	0	13,300	13,300
5割	7人	21,122	33,500	54,622
2割	1人	0	9,067	9,067
なし	15人	262,339	137,933	400,272
合計	28人	283,461	193,800	477,261

- (3) 減額分に係る負担割合
国：1/2 県：1/4 市：1/4

II 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納期について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納期は、いずれも平成21年度に8期としているものであるが、1期当たりの納付額を減らすことにより市民の負担感の軽減を図るため、納期を9期に見直すこととし、関係条例の一部改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 改正する条例
市税条例、後期高齢者医療条例、介護保険条例
- (2) 改正内容
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料のそれぞれの普通徴収に係る納期を、**現行の8期に1期追加して、9期とする。**
- (3) 追加する納期
第9期 3月11日から同月31日まで
- (4) 施行日
令和6年4月1日

2 対象者数等

普通徴収の対象者(納税義務者、被保険者)数、調定額
(R5当初賦課実績) (人、千円)

区 分	全 体		左のうち普通徴収	
	対象者数	調定額	対象者数	調定額
国民健康保険税	10,689	1,270,528	8,606	1,083,499
後期高齢者医療保険料	15,563	732,654	2,770	231,503
介護保険料	25,981	1,823,408	1,166	108,562

3 他市の状況 (国民健康保険税)

- (1) 県内14市の状況
すべての市が8期(7月から翌年2月まで)
- (2) 全国の状況
7期以下: 177団体 (10.1%) 8期: 708団体 (40.7%) 9期以上: 856団体 (49.2%)

4 納期の増に係る経費 (増加分)

- (1) 国民健康保険税 (市民税課)
印刷製本費、通信運搬費 108千円
 - (2) 後期高齢者医療保険料 (国保年金課)
印刷製本費、通信運搬費、手数料 122千円
 - (3) 介護保険料 (長寿介護課)
印刷製本費、通信運搬費、電算処理委託料 269千円
 - (4) 収納課
消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料
電算処理委託料 608千円
 - (5) 会計課
手数料、委託料 332千円
- 合計 1,439千円**

1 国民健康保険税

【例1】 1人世帯(介護分なし) 所得1,190,000円 全体(単純平均)
年税額 126,200円 8期 1期:21,200円 2期以降:15,000円
9期 1期:14,200円 2期以降:14,000円

【例2】 2人世帯(介護分あり) 所得2,869,000円 農業(単純平均)
年税額 397,100円 8期 1期:54,100円 2期以降:49,000円
9期 1期:45,100円 2期以降:44,000円

2 後期高齢者医療保険料

【例1】 所得 0円 低所得ケース
年額 12,200円 8期 1期:1,700円 2期以降:1,500円
9期 1期:1,800円 2期以降:1,300円

【例2】 所得 430,000円以下 均等割のみのケース
年額 40,900円 8期 1期:5,200円 2期以降:5,100円
9期 1期:4,900円 2期以降:4,500円

3 介護保険料

【例1】 第1段階 (普通徴収全体の20%)
住民税非課税で課税年金収入と所得の合計80万円以下
年額 21,800円 8期 1期:2,900円 2期以降:2,700円
9期 1期:2,600円 2期以降:2,400円

【例2】 第6段階 (普通徴収全体の17%)
住民税課税で所得120万円以下
年額 87,100円 8期 1期:11,500円 2期以降:10,800円
9期 1期:10,300円 2期以降:9,600円